

福山市公共建築物等木材利用促進方針

2013年(平成25年)3月25日制定

2013年(平成25年)4月1日改定

この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)第9条第1項の規定に基づき、福山市域内の公共建築物等における木材の利用の促進の意義・効果、木材の利用を促進すべき公共建築物、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲、福山市が整備する公共建築物等における木材の利用の目標、公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項、その他公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項を定める。

第1 公共建築物等における木材の利用の促進の意義・効果

1 木材の利用の促進の意義

現在、戦後植林された人工林資源が利用段階を迎えつつあるが、木材価格の低迷等から、林業生産活動は停滞し、森林の有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の低下が懸念される状況である。

このような現状において、木材の利用を促進することは、森林の適正な整備につながり、森林の多面的機能の発揮や地域経済の活性化にも資するとともに、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成、二酸化炭素の排出の抑制、建築物等における炭素の蓄積の増大を通じた地球温暖化の防止及び循環型社会の形成にも貢献することが期待される。

2 公共建築物等における木材の利用の促進の効果

公共建築物については、木造率が低いなど木材の利用が低位にとどまっていることから、木材の利用の拡大を図る余地が大きく、潜在的な木材の需要が期待できる。

また、公共建築物は、広く市民一般の用に供されるものであることから、市が整備する公共建築物等における木材の利用に努め、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行うことにより、木材の特性やその利用の促進の意義について市民の理解の醸成を効果的に図ることができる。

このようなことから、公共建築物に重点を置いて木材の利用の促進を図ることにより、公共建築物における木材の利用の拡大という直接的な効果はもとより、公共建築物以外の住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

第2 木材の利用を促進すべき公共建築物

1 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

学校、社会福祉施設(保育所等)、病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、公民館等)、市営住宅、庁舎等

2 市以外の者が整備する1に準ずる建築物

学校，社会福祉施設（老人ホーム，保育所，障がい者支援施設等），病院・診療所，運動施設（体育館，水泳場等），社会教育施設（図書館，青年の家等），公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く。）の建築物等

第3 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては，第2の木材の利用を促進すべき公共建築物のうち，建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において，積極的に木造化を促進するものとする。

ただし，災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設，治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設，危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか，伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵し，若しくは展示する施設など，当該建築物に求められる機能等の観点から，木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

第4 福山市が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

1 木造化

市は，その整備する公共建築物のうち，地上2階建て以下かつ延べ面積3,000㎡以下の低層の公共建築物について，可能な限り木造化に努める。木造化に当たっては，積極的に市産材・県産材を使用するものとする。

2 内装等の木質化

市は，その整備する公共建築物について，高さ・面積の規模にかかわらず，内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について，内装等の木質化を促進するものとする。内装等の木質化に当たっても，積極的に市産材・県産材を使用するものとする。

(注) この方針において「木造化」とは，建築物の新築，増築又は改築に当たり，構造耐力上主要な部分である壁，柱，梁，けた，小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい，「内装等の木質化」とは，建築物の新築，増築又は改築に当たり，天井，床，壁，窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

3 その他の木材利用

市は，その整備する公共建築物において，木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか，公共土木事業資材への木製品の利用や木質バイオマスの導入を促進する。この場合も，積極的に市産材・県産材製品を使用するものとする。

4 福山市が補助する公共建築物等

市は，第2，2に掲げる建築物の整備等の補助に当たって，事業主体の理解を求め，1から3に準じて市産材・県産材が積極的に使用されるよう配慮するものとする。

第5 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者は、連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、木材の需給に関する情報の共有及び木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、公共建築物の整備における木材の利用の動向やニーズに応じた木材の適切な供給のための品質性能の明らかな木材の加工体制及び流通体制の整備や合法性等が証明された木材の供給体制の整備等に取り組むものとする。

第6 その他公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

1 推進体制

公共建築物等における木材の利用の促進を効果的に図り、横断的に連携した取組としていくため、農林水産課里山里地担当課長を会長として、関係する課長を構成員とする福山市木材利用推進会議を設置する。

福山市木材利用推進会議では、各部局等が整備する公共建築物の木造化等の協議、木造化等検討に必要な情報の収集・提供を行う。

2 公共建築物整備計画企画・立案に当たっての留意

公共建築物を整備しようとする所管課は、当該整備を企画・立案する際に、木造化及び内装等の木質化を検討する。

3 木材関係者相互の連携

市は木材の生産又は供給に携わる者、木材製造業者その他関係者が、木材の利用促進について情報交換や情報の共有が図られるように努める。

4 木造化等実績の公表

市は、公共建築物の木造化及び内装等の木質化の整備実績等を、市ホームページで公表する。